

(お客様控え)

MKクレジット会員規約

第1条 (会 員)

1. 会員とは、本規約を承認のうえ同意事項に同意し、エムケイ無線事業協同組合(以下組合という)に入会を申し込み、組合が審査のうえ適格と認め、入会を承認した方をいいます。
2. 会員は、個人会員、法人会員及び特別会員とし、組合の発行する会員番号で事後の取扱いを行うものとします。

第2条 (カード及びチケットの貸与)

1. 組合は、MKクレジットカード(以下カードという)及びMKクレジットチケット(以下チケットという)を発行し、会員に貸与します。カード及びチケットの所有権は組合にあり、会員は善良な管理者の注意義務をもってカード及びチケットを使用保管するものとします。
2. カードは、カード表面に記載された本人以外は使用できません。
3. カードは、他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。
4. カードの有効期限は、カードに表示された有効年月の末日までとします。組合は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で組合が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行します。
5. チケットは、有償譲渡、担保提供、質入れ等本規約第4条の使用目的に反した使用はできません。

第3条 (チケットの追加発行)

1. 会員の追加チケットの申し込みは、電話か書面により組合に行うものとし、組合はチケットを会員に対し5日以内に郵便局等配達機関への発送を完了するものとします。
2. 一度に発行できるチケットの上限は、個人会員3冊、法人会員5冊とします。但し、使用状況から組合が適当と判断した場合はその限りではありません。
3. 組合がチケットを会員に対し発送する場合は、会員が入会申込書に指定した住所に発送します。発送先の変更が生じた場合は、事前に組合に連絡のうえ、組合指定の書面をもって通知するものとします。
4. 組合は、会員が次の各項のいずれかに該当するときはチケットの追加発行を会員の了解なしに停止することができます。
 - (1) 本規約第4条(カード及びチケットの使用)の使用目的以外に使用したとき。
 - (2) 本規約第8条(代金決済)に違反したとき。
 - (3) 本規約第11条(退会ならびに会員資格の喪失)に該当するとき。
5. 組合は、チケットの利用状況を確認し適当でないと判断した場合は会員に通知したうえ次の各号を変更することができます。
 - (1) 本規約第4条第2項に違反し、使用限度額を超過した利用が減少しないと組合が判断したとき、組合は使用限度額増額の変更をすることができます。
 - (2) 会員の希望するチケット発行の数量が使用状況から著しく増大していると組合が判断したとき、発行数量又は使用限度額を調整することができます。

第4条 (カード及びチケットの使用)

1. 会員は、次の組合の系列企業又は組合員が経営する各事業施設(以下諸施設という)においてカードを呈示し、組合所定のクレジット伝票に署名し、あるいはチケットに会員が利用日・区間・利用金額等を記入し手交することによって、物品の購入、役務の提供、その他のサービスの提供を受けることができます。
 - 諸施設
 - (1) MKグループタクシー及びシャトルの乗車代金
 - (2) MK石油の給油所での物品購入代金
 - (3) MK自動車整備工場での自動車の修理点検代金。
 - (4) MKボウルのレジャー施設でのゲーム及び飲食代金
 - (5) MKトラベルでの旅行クーポン購入代金
 - (6) その他、組合の指定する諸施設の代金
2. チケット1枚の使用料金の最高限度額はチケットに記載の限度額とします。超過料金がでた場合は、別業又は現金でお支払い下さい。
3. チケットの利用日・区間等は、会員が記入するものであり、組合が記入することはできません。
4. チケットに一度記入した金額は訂正できません。
5. クレジット伝票又はチケットの記入は金額等を確認のうえ行い、後日物品の購入、役務の提供、その他のサービスの提供等に関する紛議は会員と利用した諸施設との間で解決するものとし、会員の支払拒否の理由になりません。

第5条 (配車引き受け)

1. 本契約は、完全なタクシー供給を約するものではありません。会員から配車申し込みがあった場合、空車状況、交通事情その他の理由により配車が遅延すること、配車が来ないこと等があります。この場合、会社及び組合は、これにより会員の受けた損害を賠償する責を負いません。

第6条 (保証金)

1. 保証金は、カード及びチケットの使用によって生じた代金の保証に充当する為、組合が無利息でお預かりします。
2. 保証金の金額は、利用目的・利用金額等を勘案し組合が決定します。組合は、当該入会申込者に対し保証金の金額を通知し、当該入会申込者は組合の指定する銀行口座に振り込むものとします。組合は、保証金の振込確認後チケット又はカードの発行を行うものとします。
3. 前項のほか、組合は、会員の利用状況、入金状況を総合的に勘案して必要と認めるときは、金額の増額を求めることができ、会員は速やかにこれに応じるものとします。
4. 保証金は、会員が退会される時、所定の退会手続きの完了後に返還します。返還の際、組合に未払いのタクシー乗車代金、物品購入代金等があるときは、その金額を差し引きます。
5. 本規約第8条第1項の支払債務の履行を1回でも遅延したとき、又は会員資格の喪失のとき、組合は会員に対する通知・承認なしに支払債務に充当することができます。

第7条 (振込手数料)

1. 本規約第6条第2項第3項の保証金、又は本規約第8条第1項による代金決済において会員が振込を行う場合、振込手数料は会員が負担するものとします。

第8条 (代金決済)

1. 会員はカード及びチケット使用による代金を組合に支払うものとします。組合は、支払代金を組合の定める期日で締切り、会員に対し一括請求します。会員は、組合の指定する金融機関(又は信販会社)と約定した会員名義の預金口座から組合の指定する振替日に口座振替によって、請求額を支払うものとします。但し、会員の支払預金口座の手続中や、口座振替ができなかった場合などの理由により、組合が特に指定した場合は、組合の指定する銀行口座に振り込むことによって請求額を支払うものとします。
2. 組合は、請求する際に使用済チケットは返送いたしません。又、チケット利用額が限度額以上であっても、本規約第4条第2項にかかわらず請求する場合があります。
3. 会員は、請求内容について異議がある場合は、請求書発行日より10日以内に申し出るものとします。
4. 組合は、会員が支払いを怠り、あるいは本規約第11条第3項の事由が発生したとき、諸施設にカード及びチケットの無効の連絡及び会員の脱会を会員の承諾なしに行うことができるものとします。
5. 会員が第1項に定める支払期日に支払債務の履行をしなかったとき会員は組合に対し支払期日の翌日より支払完了の日まで、年29.2%の日割計算で遅延損害金を支払うものとします。但し、組合が支払期日の遅延を認めた場合はその限りではありません。

第9条 (カード及びチケットの紛失ならびに盗難)

1. 会員は、カード又はチケットを紛失または盗難にあったときは、直ちに最寄りの警察署へ届け出のうえ書面で組合に提出するものとします。
2. カード又はチケットの紛失・盗難・その他により他人に不正使用されたときは、それによって生じた債務は理由のいかんを問わず会員の負担となります。
3. カード及びチケットの再発行は原則として行いません。

第10条 (届出事項の変更)

1. 会員が組合に届け出た氏名、商号、代表者、住所、勤務先、支払預金口座等に変更があった場合は、直ちに組合指定の書面をもって、組合へ届け出るものとします。
2. 前項の届けがないとき、又はその他組合の責に帰せられない事情により、組合が会員に対して送付する郵便物等が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したとみなします。

第11条 (退会ならびに会員資格の喪失)

1. 会員が退会するときは、カード及び未使用チケットに組合所定の届出書を添えて組合に届け出るものとし、同時に組合に対する債務の全額を支払うものとします。又、組合に届け出のないカード及びチケットの利用があった場合、退会後であっても本規約第9条第2項にもとづき、その債務は会員が負担するものとします。
2. 会員が組合に対し、退会に関する諸手続きを完了された時をもって退会といたします。
3. 会員は、次の各項のいずれかに該当したとき、会員の承諾なく本契約は解除となり会員資格を喪失し、カード及びチケットの使用はできないものとします。
 - (1) 会員が入会時に虚偽の申し込みをしたとき。
 - (2) 会員が本契約に違反したとき。
 - (3) 会員がカード及びチケットの使用代金等、組合に債務の履行を怠ったとき。
 - (4) 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。
 - (5) 会員のカード及びチケットの使用状況が適当でないと組合が判断したとき。
 - (6) 尚、会員に(1)~(5)の該当事実があっても、組合が適当と認めたときはこの限りではありません。
4. 前項に該当するとき、会員は直ちにカード及びチケットを返却のうえ、本規約第8条の規定にかかわらず直ちに債務全額の弁済を行うものとします。

第12条 (契約の追加・変更)

1. 本規約に記載なき事項で追加条又は変更を要する時は、予め文書をもって通知します。通知後にカード及びチケットを使用された時は、追加ならびに変更事項を承認されたものとみなします。

第13条 (信用調査機関への登録)

1. 会員が本規約により発生した客観的な取引事実にもとづく個人情報情報は組合が自己の取引判断のため、その情報を利用されることに予め同意するものとします。

第14条 (合意管轄裁判所)

1. 会員と組合との間で訴訟の必要が生じたときは、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

第15条 (機密情報の保持)

1. 機密情報とは、組合及び会員が相手方に対して明確に機密と指定されて開示される情報で、公には入手できない情報とします。
2. 組合及び会員は、機密情報を相手方の事前の承諾なく、機密情報を第三者に対して開示または漏洩してはならないものとします。

第16条 (個人情報の取扱い)

1. 組合は、お預かりした会員及び入会を申し込まれた方の個人情報について、適切な安全管理措置を施していくことに努めます。
2. 会員は、組合が保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一、組合の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、組合は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
3. 会員の個人情報の取扱いは、MKグループの下記ホームページに掲載します。
<http://www.mk-group.co.jp/privacy.html>

第17条 (反社会的勢力に関する確約)

1. 会員は、次の各項の事項を確約します。
 - (1) 自ら、その役員または関連団体が、暴力団、暴力団員、その準構成員、その関連団体その他これらに準ずる者(以下反社会的勢力という)でないことおよび反社会的勢力との間で資金等の提供その他の便宜を供与するなど関係を有していないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させないこと